

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	甲州市	大和町	田野	地区名	曲沢支流(まがりさわしりゅう)	事業主体	山梨県
(1)事業概要			(3)事業の妥当性評価						
①課題・背景			①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備 ③経済妥当性 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない 費用便益費 便益(B)/費用(C)= 5.61 > 1.0 ・便益(B)= 583 百万円 ・費用(C)= 104 百万円 ④事業実施・規模の妥当性 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない ・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない ⑤整備手法の有効性 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効 ⑥環境負荷への配慮 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する ⑦事業計画の熟度 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない ・地元甲州市より強い要望あり						
②整備目標・効果			<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断 (4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: b 副次効果ランク: 1 優先度評価: II (5)総合評価 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない ・(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施						
□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家27戸 県道600m 土砂整備率 (現況)94%≧70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 有 (避難場所 景德院、田野集会場) ※ (※ 評価基準値)									
□副次目標			-						
□副次効果			○飲雑用水の安定供給(田野地区の簡易水道施設)						
(2)整備内容と整備量			(5)総合評価						
①整備内容			谷止工4基						
②整備期間			平成28年度～平成29年度						
③総事業費			110百万円(国費 51百万円(1/2) 県費 59百万円(1/2))						
④全体計画			平成28年度 谷止工2基 55百万円 平成29年度 谷止工2基 55百万円						
⑤規整備内容・期間・事業費			昭和57年度 谷止工1基 31百万円 昭和59年度 谷止工1基 26百万円						
			省 略						